

深浦町告示第76号

令和7年度深浦町定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を  
次のように定める。

令和7年7月24日

深浦町長 平 沢 一 臣

## 令和7年度深浦町定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 深浦町定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付金」という。）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、深浦町によって贈与される給付金をいう。

### （支給対象者）

第3条 不足額給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で深浦町に住所を有する者（深浦町の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） イ及びロに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ)を差し引いた額

ロ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ハ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ支給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であつた場合、零とする。)

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第1号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令

和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 前項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 前項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限り。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で深浦町に住所を有する者(深浦町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号ロを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で深浦町に住所を有する者(深浦町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得

割額が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される不足額給付金の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む)を差し引いた額とする(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)

4 前条第1項第1号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付金の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める不足額給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により不足額給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りでない。

(受給権者)

第5条 不足額給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、別紙様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で深浦町に住所を有する者(深浦町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で、深浦町から調整給付金(当初給付分)を受給していない者については、別紙様式第2号の申請書を提出するものとし、深浦町は、当該者から申請書の提出があったとき

は、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

- 2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、別紙様式第3号の申請書を提出するものとする。
- 3 確認書、申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、金融機関に口座を開設していない方や第1号又は第2号による支給が困難な方は、深浦町税務会計課に問合せさせていただくこととする。
  - (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により深浦町に提出し、深浦町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (2) 窓口方式 提出者が確認書等を深浦町の窓口に提出し、深浦町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 4 提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 5 深浦町は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第4号の確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 深浦町は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初調整給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第6号の支給のお知らせにより不足額給付金の支給の申込みを行うことができる。

- 2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第7号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第8号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 3 深浦町長は、指定した期日までに前項の届出等がないときは、速やかに

支給を決定し、支給対象者に対し、不足額給付金を支給することができる。

(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条(第6条)の規定による確認書等の提出及び不足額給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で深浦町長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、深浦町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 深浦町は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、深浦町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第8条 確認書等の提出受付開始日は、令和7年9月19日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。また、届出書の提出期限は、令和7年10月17日とする。

(支給の決定)

第9条 深浦町長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し別紙様式第5号の支給決定通知書を送付し、不足額給付金を支給する。

(不足額給付金の支給等に関する周知等)

第10条 深浦町長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、

広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 深浦町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が不足額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 深浦町長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、深浦町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 12 条 深浦町長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った不足額給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 不足額給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施のために必要な事項は、深浦町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

氏 名 様  
現住所  
整理番号

深浦町長

不足額給付金支給確認書

不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、貴方は支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

つきましては、以下の内容を確認して、令和7年 月 日までに、同封した封筒で確認書等（様式第1号と様式第1号-2）に必要事項を記入のうえ返送願います（深浦町役場税務会計課、大戸瀬支所、岩崎支所へ提出も可）。提出書類及び記入が必要な箇所は、様式第1号-2の裏面の「提出書類チェック表」で確認することができます。

提出された確認書を審査の上、支給日等を記した支給決定通知書を後日送付します。

(1) 不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	=	控除不足額計 (③) (①+②)
	<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円		<input type="text"/> 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ)
					<input type="text"/> 万円
支給額	令和7年の 所要額 (④)	-	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和6年)	=	不足額給付金支給額
	<input type="text"/> 万円		<input type="text"/> 万円		<input type="text"/> 万円
	注) 調整給付金 (当初給付分) の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。				

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写し（コピー）を添えて上記返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、深浦町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座

【裏面】

以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。②を選択した場合には、口座情報の記入お忘れなくお願いします。

□ ①下記の現に使用している申請者名義の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)

□ 水道料金引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座

(希望する場合はいずれか1つをチェック)

□ ②下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを様式第1号-2の裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
				1 普通		
金融機関番号		店番号		2 当座		

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方や、口座による受け取りが困難な方は、深浦町役場税務会計課(TEL0173-74-2114)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、調整給付金の [ 確認・請求 受給 ] を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名

【確認事項】

■意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。

■表面「(1) 調整給付金の支給額及び算出式」に記載された「令和7年の所要額」は、「深浦町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務実施要綱第4条第4項の事務処理基準日(令和7年6月2日)時点の「令和6年分所得税分の控除不足額」と「令和6年度分住民税所得割分の控除不足額」により算定したものです。事務処理基準日以降に修正が生じた場合は、原則として調整給付金(不足額給付)の金額に反映しません。

(以上の記載内容に異議がない場合は、署名等ご記入願います)

以上の記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

### 振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や  
キャッシュカードの写し）

様式第1号の裏面上部に記載の口座で、「(2) 給付金の振込先口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。

※様式第1号の裏面上部に記載の口座、「①現に使用している申請者名義の口座への振込を希望される」場合は不要

裏面の「提出書類チェック表」を必ずご確認ください

源泉徴収票や確定申告書等の写し

提出書類チェック表

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません)

『不足額給付金支給確認書』

※次の必要事項に記入漏れやチェック漏れはありませんか

振込口座（様式第1号裏面上部）

氏名、確認日、連絡先電話番号（様式第1号裏面下部）

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※確認者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを様式第1号-2の表面の本人  
確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※「(2) 給付金の振込先口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・  
口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を様式第1号-2の表面の本人確認  
書類等貼付用紙に添付してください。

『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』

※様式第1号の表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算  
出に必要な税額や扶養親族数が分かる上記書類の写し（コピー）をご用意くださ  
い。

問合せ先：深浦町税務会計課  
Tel 0173-74-2114（直通）

令和 年 月 日

氏 名 様  
現住所  
整理番号 深浦町長

不足額給付金申請書について

不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、貴方は支給対象者に該当するため、給付金を受給するために必要な申請書を下記のとおり令和7年 月 日までに提出してくださるようお願いいたします。

なお、貴方は令和6年中に深浦町へ他の市区町村から転入され、令和7年1月1日時点で深浦町に住民登録のある方であるため、本給付金を算定するために必要な令和6年度住民税額は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条」に基づき、転入前に住所を有した自治体へ照会して確認したことを申し添えます。

提出された申請書を審査の上、支給日等を記した支給決定通知書を後日送付します。

記

- 提出が必要な書類 ①不足額給付金申請書（様式第2号-2、第2号-3）  
②調整給付金（当初給付分）の支給確認書の写し  
③令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し  
④本人（代理人）確認書類の写し  
⑤受取口座を確認できる書類の写し
- 提出期限 令和7年 月 日
- 提出方法 別添返信用封筒で郵送もしくは役場税務会計課、大戸瀬支所、岩崎支所へ持参提出願います。
- その他 ①申請書の記入方法は、別添記入方法及び記入例を参照願います。  
②上記の提出期限までに返信がない場合は、深浦町は本給付金の支給を辞退したとみなします。  
③本給付金を受給しない場合は、次のチェック欄（）にレを記入してください。

【私は給付金を受給しません 】

問合せ先：深浦町税務会計課  
Tel 0173-74-2114（直通）

様式第2号-2 (第6条関係)

不足額給付金(※)申請書

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)(注)の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった方(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)
深浦町長 殿

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、深浦町において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から深浦町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が令和5年所得より小さかった方など)
・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子様が出生された方)

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)をしてください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

I+II(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

②不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

Table with 4 columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所. Includes fields for male/female, year/month/day, and phone number.

【代理申請を行う場合】

Table with 6 columns: 代理人, (フリガナ)代理人氏名, 本人との関係, 性別, 代理人生年月日, 代理人現住所. Includes fields for agent name, relationship, gender, date, and address. Includes a signature line for the applicant.

裏面も必ずご確認ください

## 2. 振込口座

【裏面】

以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。②を選択した場合には、口座情報の記入お忘れなくお願いします。

① 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)

水道料金引落口座  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座

(希望する場合はいずれか1つをチェック)

② 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを様式第1号-2の裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義(カナ) <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
				1 普通		
金融機関番号		店番号		2 当座		

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方や、口座による受け取りが困難な方は、深浦町役場税務会計課(TEL0173-74-2114)までお問い合わせください。

### 提出書類

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

『不足額給付金申請書』(本書類)

※必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)  
 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)  
 振込口座(裏面上部)  
 著名(裏面下部)

『調整給付金(当初給付分)の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』

※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額が分かる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料(令和6年度個人住民税の納税通知書又は特別徴収税額通知書などの写し)をご用意ください。

『令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』

※給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等が分かる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2.振込口座」で②をチェックした方のみ)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

(以上の記載内容に相違がない場合は、署名願います)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

### 振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や  
キャッシュカードの写し）

様式第2号の裏面上部に記載の口座で、「2.振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。

※様式第2号の裏面上部に記載の口座、「①現に使用している申請者名義の口座への振込を希望される」場合は不要

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

氏 名 様  
現 住 所  
整理番号

深浦町長

不足額給付金申請書について

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、貴方は下記理由により支給対象者に該当するため、給付金を受給するために必要な申請書を下記のとおり令和7年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

提出された申請書を審査の上、支給日等を記した支給決定通知書を後日送付します。

記

1 支給対象の理由  
令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円で、かつ、非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方で、「青色事業専従者または事業専従者の方」もしくは「合計所得金額が48万円超である方」であるため。

2 支給額 4万円

3 提出が必要な書類 ①不足額給付金申請書（様式第3号-2、第3号-3）  
②本人（代理人）確認書類の写し  
③受取口座を確認できる書類の写し

※ただし、本給付金の支給辞退を希望する場合は、様式第3号（本書類）の提出も必要となる。

4 提出期限 令和7年 月 日

5 提出方法 別添返信用封筒で郵送もしくは役場税務会計課、大戸瀬支所、岩崎支所へ持参提出願います。

6 その他 ①申請書の記入方法は、別添記入方法及び記入例を参照願います。  
②上記の提出期限までに返信がない場合は、深浦町は本給付金の支給を辞退したとみなします。  
③本給付金を受給しない場合は、次のチェック欄（□）にレを記入してください。

【私は給付金を受給しません □】

問合せ先：深浦町税務会計課  
Tel 0173-74-2114（直通）

様式第3号-2 (第6条関係)

不足額給付金(※)申請書

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)(注)の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった方(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
深浦町長 殿

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方で、
  - ・青色事業専従者または事業専従者の方
  - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)をしてください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付金は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座

【裏面】

以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。②を選択した場合には、口座情報の記入お忘れなくお願いします。

① 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)

水道料金引落口座  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座

(希望する場合はいずれか1つをチェック)

② 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを様式第1号-2の裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義(カナ) <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
				1 普通		
金融機関番号		支店 コード		2 当座		

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) <small>※通帳の表記に合わせてください</small>
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方や、口座による受け取りが困難な方は、深浦町役場税務会計課(TEL0173-74-2114)までお問い合わせください。

提出書類

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

『不足額給付金申請書』(本書類)

※必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 振込口座(裏面上部)
- 署名(裏面下部)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

●本給付金の支給辞退を希望する場合は、次の内容を記入し、様式第3号、第3号-2、第3号-3を返信用封筒に入れて提出する。

- ① 様式第3号の下段「私は給付金を受給しません」の□にレを記入する。
- ② 様式第3号-2(本書類)裏面下段の「(以上の記載内容に相違がない場合は、署名願います)」の下にある署名欄に、提出年月日と提出者氏名(対象者氏名)を記入する。
- ③ 様式第3号-3に本人(もしくは代理人)の免許証等本人確認書類のコピーを貼付けする。

(以上の記載内容に相違がない場合は、署名願います)

本申立ての内容に相違ありません。  令和    年    月    日                      提出者氏名
--

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

### 振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や  
キャッシュカードの写し）

様式第3号の裏面上部に記載の口座で、「2.振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。

※様式第3号の裏面上部に記載の口座、「①現に使用している申請者名義の口座への振込を希望される」場合は不要

様式第4号（第6条関係）

不足額給付金支給確認書（※） 送付先変更届  
（住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け）

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）（注）の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった方（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 （令和6年度個人住民税の課税市区町村）
深浦町長 殿

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。  
様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。  
※本様式を提出いただいた場合、深浦町において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話（ ）

【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
				男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	署名

提出書類

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
（チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

『不足額給付金支給確認書 送付先変更届』（本書類）

※必要事項をご記入ください。

変更後の送付先（本様式中段）

署名（本様式下部）

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※申請者の運転免許証等の写し（コピー）を本様式下部に添付してください。

（以上の記載内容に相違がない場合は、署名願います）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

氏 名 様  
現住所  
整理番号

深浦町長

不足額給付金支給決定通知書

提出いただいた不足額給付金支給確認書（もしくは申請書）を審査した結果、下記のとおり給付金を支給することが決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法 口座振込
- 3 支給口座 銀行 支店 \*\*\*\*000
- 4 支給日 令和7年 月 日

問合せ先：深浦町税務会計課  
Tel 0173-74-2114（直通）

氏名 様  
現住所  
整理番号

深浦町長

不足額給付金（※）支給のお知らせ

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）（注）の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった方（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給いたします。

**本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。**

支給方法	口座振込		
支給日	令和7年	月	日
支給口座	銀行	支店	普通 ※※※※000（口座名義）
支給額	万円		

不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） □□□□□ 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） □□□□□ 円	=	控除不足額計（③） （①+②） □□□□□ 円
	注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） □□□□□ 万円
支給額	令和7年の 所要額（④） □□□□□ 万円	-	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年） □□□□□ 万円	=	不足額給付金支給額 □□□□□ 万円
	注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。				

下記のいずれかに該当する場合は、令和7年 月 日（ ）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。  
**ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。**

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先  
深浦町役場税務会計課 税務係  
TEL 0173-74-2114（直通）  
〒038-2324  
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84番地2

不足額給付金受給辞退の届出書

深浦町長 殿

- 1, 私は、「不足額給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「不足額給付金」の受給を辞退するものが本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

## 不足額給付金支給口座登録等の届出書

深浦町長 殿

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「不足額給付金」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

2. 新規振込先指定口座（原則、1. の届出者本人名義の口座に限る）

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

### 【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
				1 普通		
金融機関番号		支店 コード		2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

### 【誓約・同意事項】（チェック欄（□）に『レ』を入れて下さい。）

- 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ令和7年 月 日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に調整給付金（不足額給付分）が支給されないことに同意します。

### 提出書類

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
（チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

- 『不足額給付金支給口座登録等の届出書』（本書）  
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』  
※届出者の運転免許証、健康保険証等の写し（コピー）をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や  
キャッシュカードの写し）